

最終更新日：令和7年4月25日

令和7年度

宇美町教育振興基本計画

令和7年4月策定



宇美町教育委員会



宇美町民憲章

宇美川のせせらぎのように
澄んだ心を育てよう

三郡山の頂のように
大きな愛でつつみ込もう

宇美八幡の大桶のように
やさしくあふれる笑顔になろう

難所ヶ滝のツララのように
高くそびえる志を持とう

大野城跡の石垣のように
学びを重ね賢くなろう

令和四年三月制定

宇美町の花（ツクシシャクナゲ）



宇美町の木（くすの木）



学校教育課のページ



社会教育課のページ



こどもみらい課のページ



Instagram うみのまなび

目次

第1章 総論

I 教育振興基本計画の策定にあたって

- 1 教育振興基本計画策定の背景と趣旨 2
- 2 教育振興基本計画の位置付け 2
- 3 教育振興基本計画の期間 3
- 4 教育振興基本計画の進行管理と評価 3

II グランドデザイン

- 1 教育振興基本計画の目標（上位目標） 4
- 2 各階層の目標 5

第2章 各論

I 宇美のこどもを育む学校教育

- 1 学校適応感を高める魅力ある学校づくり
 - (1) 施策1 いじめ・不登校の未然防止 7
 - (2) 施策2 特別支援教育の取組 8
 - (3) 施策3 まちへの愛着を育む教育 8
 - (4) 施策4 道徳教育や特別活動・人権教育 9
- 2 未来を切り拓く学力・体力の向上
 - (1) 施策5 学力向上に向けた取組 10
 - (2) 施策6 新しい時代に対応した教育 10
 - (3) 施策7 読書活動の取組 11
 - (4) 施策8 健康教育の取組 12
 - (5) 施策9 体力向上の取組 12
- 3 学びを支える教育環境の整備
 - (1) 施策10 指導力向上に向けた研修体制の構築 13
 - (2) 施策11 地域とともにある学校づくり 13
 - (3) 施策12 学校施設の整備・拡充 14
 - (4) 施策13 教職員の働き方改革に向けた取組 14

II 学び続ける輝く人づくりをめざす社会教育の推進

- 1 生涯にわたり学び、活躍できる人づくり
 - (1) 施策1 多様な学びのニーズに応じた学習機会の充実 16
 - (2) 施策2 学習の成果を活かすことができる活動の支援 17
 - (3) 施策3 学びの場の環境整備 17
- 2 運動・スポーツ、芸術・文化で輝く、生涯にわたり元気な人づくり
 - (1) 施策4 運動・スポーツ活動の推進 18
 - (2) 施策5 芸術・文化活動の推進 18
- 3 町民一人一人の人権が尊重され、偏見や差別をしない人づくり
 - (1) 施策6 人権教育・啓発活動の推進 19

III こどもが健やかに成長できる子育て支援

- 1 安心して子どもを産み育てられるまちづくり
 - (1) 施策1 多様な教育・保育事業の充実 22
 - (2) 施策2 地域子ども・子育て支援事業の充実 22
 - (3) 施策3 妊娠期からのこどもと保護者の健康支援 23
- 2 こどもの保護者の最善の利益を守るまちづくり
 - (1) 施策4 こどもの最善の利益を守る環境づくり 24
 - (2) 施策5 障がい児・医療的ケア児等への支援 25
- 3 こども・若者まんなかまちづくり
 - (1) 施策6 こども・若者の居場所づくり 25
 - (2) 施策7 こどもが意見表明しやすい環境整備 25

第 1 章 総論



I 教育振興基本計画の策定にあたって

1 教育振興基本計画策定の背景と趣旨

宇美町教育委員会では教育分野の基本計画の指針として、教育基本法第17条第2項に基づき「宇美町教育の基本指針」を定め、毎年度、当該指針に基づく具体的な数値目標を示した「宇美町教育施策要綱」を策定して、様々な取組を展開してきました。

そうした中、平成27年4月に『地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律』の施行に伴い、総合教育会議（首長と教育委員会で構成）において、地方公共団体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本の方針を首長が定める「教育大綱」の策定が同法第1条の3で義務付けられました。

これにより、宇美町においては、平成27年12月に「宇美町教育大綱」を策定したことに伴い、宇美町教育委員会では、平成28年度から、従来の「宇美町教育施策要綱」を改め、宇美町教育大綱に連動する「宇美町教育振興基本計画」を策定して、本町教育委員会がめざす教育の姿と施策の展開の方向性を示します。

なお、令和2年1月に宇美町役場の行政組織機構改革の実施により、従来の「子育て支援課」が「こどもみらい課」と改称し、教育委員会に編入されました。こどもみらい課は「宇美町こども計画 うみっ子未来プラン」に基づき、子ども・子育て支援の充実に向けて取組を推進しており、学校教育課、社会教育課、こどもみらい課の3課が連携・協力を深め、施策の実現を図ります。

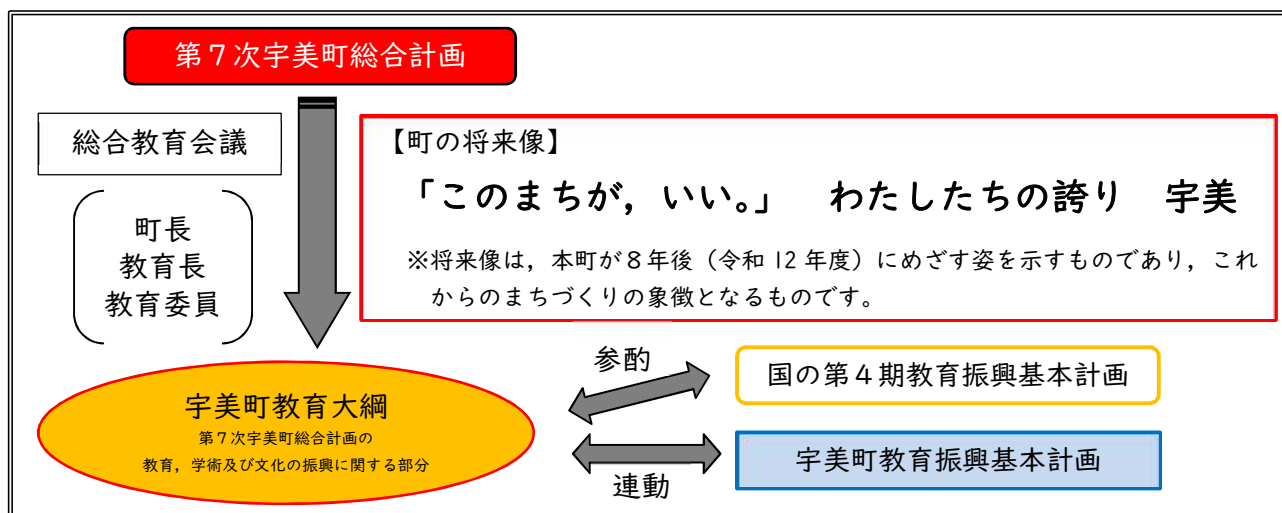
2 教育振興基本計画の位置付け

教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に規定されている「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」として策定するものです。

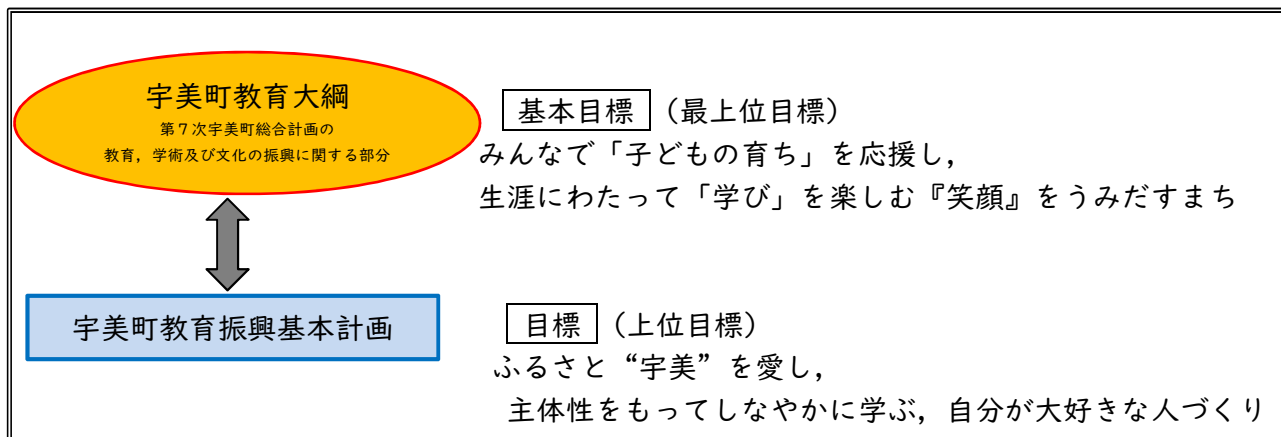
国では、平成25年6月に同法第17条第1項に基づき、我が国の今後の教育施策の方向性を示す「第1期教育振興基本計画（平成20年度～平成24年度）」が策定され、現在では、「第4期教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）」に移行しています。

宇美町においては、令和5年3月に、「このまちが、いい。」わたしたちの誇り 宇美」を町の将来像として、令和5年度から8年間のめざすべき姿とこれを実現するための施策の方向性を示す「第7次宇美町総合計画」を策定しました。

なお、「宇美町教育大綱」については、第7次宇美町総合計画の教育、学術及び文化の振興に関する部分をもって「宇美町教育大綱」と位置付け、宇美町教育振興基本計画は、教育大綱に定める基本施策をより具体化する計画として策定しています。



第7次宇美町総合計画に掲げる6つの基本目標のうち、教育分野に関する基本目標を宇美町教育大綱における共通の基本目標とし、宇美町教育振興基本計画の推進により、「ふるさと“宇美”を愛し、主体性をもってしなやかに学ぶ、自分が大好きな人づくり」に邁進します。



3 教育振興基本計画の期間

教育振興基本計画の期間は、「宇美町教育大綱」と連動することを基本とします。宇美町教育大綱は、令和5年度から、第7次宇美町総合計画前期実践計画に移行することに伴い、令和5年3月に改訂されました。

よって、この教育振興基本計画は、教育大綱の計画期間である令和5年度から令和8年度までの4年間とし、計画期間中は、社会情勢等の変化を踏まえて見直し等を行い、毎年度策定することを基本とします。

年度	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12
第 7 次宇美町総合計画	第 7 次宇美町総合計画〔R5～R12〕 【上位計画】							
	前期実践計画 〔R5～R8 の 4 年間〕				後期実践計画 〔R9～R12 の 4 年間〕			
宇美町教育大綱 第 7 次宇美町総合計画の 教育、学術及び文化の振興に関する部分	宇美町教育大綱 〔R5～R8 の 4 年間〕				宇美町教育大綱 〔 R9～R12 の 4 年間〕			
宇美町教育振興基本計画	宇美町教育振興基本計画 〔 基本的に毎年度策定 〕							

4 教育振興基本計画の進行管理と評価

教育振興基本計画の基本目標に基づいて実施する基本施策については、その実現に向けた指標を設定し、定期的な点検とその結果の評価による進行管理を毎年度行います。

なお、計画を効果的に推進するために、主な施策の具体的方策や取組指標、成果指標を設定するとともに、施策の評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、点検・評価報告書を策定し、ホームページ等を活用して公表します。

また、指標を達成できなかった施策、指標の見直し等が必要な施策については、次年度の計画に反映させ、宇美町の教育施策の更なる充実に努めます。

Ⅱ グランドデザイン

1 教育振興基本計画の目標（上位目標）

**ふるさと“宇美”を愛し、
主体性をもってしなやかに学ぶ、自分が大好きな人づくり**

宇美町は、「みんなで「子どもの育ち」を応援し、生涯にわたって「学び」を楽しむ『笑顔』をうみだすまち」を基本目標Ⅰに掲げた第7次総合計画に則り、各施策を進めていきます。

その方策として、まずは「子どもは、宇美町の宝」を基本理念に、こどもを安心して産み育てることができるよう町全体で子育てを支援し、こどもの育ちに関わる人のすべてが、笑顔で子育てできるように“みんなで「子どもの育ち」を応援”し、町民一人一人が自己実現に向けて学び続け、学んだ成果を地域やまちづくりに生かし、豊かな人間関係の中で自己をつくり出していけるよう、生涯学習を支援していきます。

また、こどもが楽しいと思える学びの場を提供するとともに、すべての人が生涯にわたって学び続けることができる環境を作り、町民主体のスポーツ活動、芸術・文化活動の推進により、“「学び」を楽しむ『笑顔』をうみだすまち”をめざすべく、学びの成果をみんなで楽しみ、活かし、人生が輝くまちづくりを推進していきます。

このような教育の目標の達成に向けて、学校教育においては、基礎的・基本的な学力や自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」、他者を思いやる心やふるさと“宇美”を愛する心などの「豊かな心」、たくましく未来を生き抜くための「健やかな体」など、“知・徳・体”を包括する「生きる力」の育成をめざします。

また、社会教育においては、全ての町民が生涯にわたって学び、楽しみ、その成果を地域に生かせる施策を推進するとともに、互いの人格を尊重し、支え合うことができる社会の実現に向けた取組を推進していきます。

さらに、子育て支援においては、本町に暮らす全てのこどもが、家庭や地域・学校で豊かな心を持ち、安全な環境において、健やかに成長できるまちづくりをめざします。

宇美町教育委員会は、このような教育の目標に基づきながら、また、小中連携教育の推進と地域とともにある学校づくりを主要な手立てとし、学校教育では、展望や希望、夢や志をもてる行きたい学校づくり、笑顔でふれあう会いたい仲間づくり、主体的に自己実現を図る参加したい学びづくり、社会教育では、自己の目標や理想の実現に向けて学び続ける輝く人づくり、こどもみらい課では、安心してこどもを産み育てられるまちづくり、ひいては、「ふるさと“宇美”を愛し、主体性をもってしなやかに学ぶ、自分が大好きな人づくり」をめざします。



2 各階層の目標

山の頂をめざし、最上位目標である基本目標Ⅰを達成するため、次代を担うこどもがしなやかに主体性をもって未来を切り拓き、よりよい社会の形成者となれるよう、資質・能力を育成することが重要となります。

第7次宇美町総合計画（令和5-12年度）		
宇美町の将来像 山の頂 ～「このまちが いい。」わたしたちの誇り 宇美～		
基本目標Ⅰ 最上位目標 みんなで「子どもの育ち」を応援し 生涯にわたって「学び」を楽しむ『笑顔』をうみだすまち		
令和7年度 教育振興基本計画	令和7-11年度 こども計画	
上位目標 ふるさと“宇美”を愛し、主体性をもってしなやかに学ぶ、自分が大好きな人づくり	上位目標 「未来」と「笑顔」をうみだす こどもまんなか まちづくり	
学校教育	社会教育	こどもみらい
中位目標 展望や希望、夢や志をもてる行きたい学校づくり 笑顔でふれあう会いたい仲間づくり 主体的に自己実現を図る参加したい学びづくり	中位目標 自己の目標や理想の実現に向けて学び続ける輝く人づくり	中位目標 こどもが健やかに成長できるまちづくり

学校の教育目標

下位目標
(3年間)

令和7年度の
重点目標
(1年間)

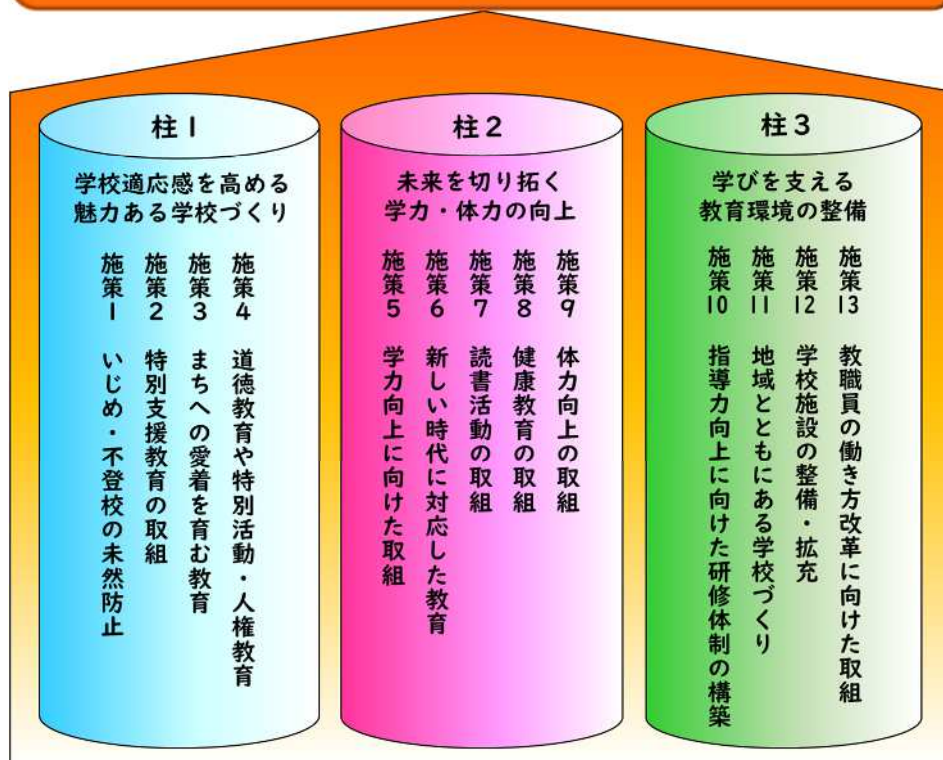


第2章 各論



I 宇美のこどもを育む学校教育の推進

展望や希望、夢や志をもてる行きたい学校づくり
笑顔でふれあう会いたい仲間づくり
主体的に自己実現を図る参加したい学びづくり



1 学校適応感を高める魅力ある学校づくり

施策1 いじめ・不登校の未然防止

具体的方策

(1) 学びの多様化学校を核とした魅力ある学校づくり

学びの多様化学校を核にした魅力ある学校づくりに努め、「行きたい学校」「会いたい仲間」「参加した学び」を創造すべく、しなやかに、自ら学びを楽しむこどもの育成をめざし、こどもが安全に、安心して学校生活を送ることができるよう支援します。

また、福岡アクション3を基に、不登校の未然防止、不登校兆候を示す児童生徒の早期発見・早期対応、不登校児童生徒へのきめ細やかで継続的な支援を組織的・計画的に行います。また、町内教育支援センター（くすのき教室）、教育相談室、S C、S S W及び各学校との連携を図ります。

さらに、校内委員会等においては、児童生徒の様々な悩みに対応できる相談体制を構築するとともに、忍耐力や社会性などの非認知的能力を高め、いじめや不登校を生まない学級集団づくりや校内支援体制に対する指導助言を行い、取組の充実を図ります。

(2) いじめ・不登校の未然防止・早期発見・早期対応

「いじめに関するアンケート」や「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート（WEBQU）」等を計画的に実施して実態を把握し、いじめを積極的に認知し、早期発見・早期対応に努めます。また、「生徒指導担当者研修会」を実施し、WEBQUの結果に基づいた児童生徒支援についての理解を深めるとともに、WEBQUの即時性や情報の共有性などの強みを生かした適切な対応が行われるように、いじめ・不登校対策に係る校内研修を支援します。

(3) こどもの命を守るための自殺予防教育

「福岡県自殺防止計画」に基づき、学校における体験活動や地域の高齢者等との世代間交流等の活用を通して、児童生徒が命の大切さを実感できる教育に偏ることなく、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）や心の健康の保持に係る教育を推進します。また、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて、自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりに努めます。

取組指標	取組の主体	成果指標
児童生徒への生活アンケートの実施（毎月1回） WEBQUの実施（年2回）	各 学 校	いじめの認知件数のうち、いじめが解消※1した件数の割合 ☞宇美町前年度の割合以上 R6 宇美町（12月末現在）：56.1% 【参考値】R5 全国平均：77.5%
生徒指導担当者研修会の実施（年1回）	学校教育課	
各学校における各種研究会における関係諸機関の専門スタッフ活用回数（年2回以上）	各 学 校	不登校児童生徒数の割合 ☞宇美町前年度の割合以下 R6 小学校（12月末現在）：2.49% R6 中学校（12月末現在）：9.67% 【参考値】 全国平均 R5 小学校：2.14% R5 中学校：6.71%
自殺予防教育に係る授業の実施（年1回以上）	各 学 校	

※1 いじめが「解消している」状態とは、①少なくとも3ヶ月間、いじめの行為が止んでいること、②被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと。

いじめの解消率は、（解消したいじめの総件数／発生したいじめの総件数）×100

施策2 特別支援教育の取組

具体的方策

(1) 特別支援教育に関する研修会の実施

共に学び、共に育ち、共に生きる教育の実現に向けて、「特別支援教育担当者研修会」を実施し、各学校の特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育の推進を図ります。また、児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援が提供できるように特別支援教育に係る教職員の資質・能力の向上と町内の特別支援教育の質の向上を図ります。

(2) 特別支援教育支援員の配置

各学校に特別支援教育支援員を配置するとともに、「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」に基づき、児童生徒の教育的ニーズを踏まえた適切な支援の充実をめざします。また、発達障がいを含む障がいに対する理解や特別支援教育に係る専門性を高めるための研修会を実施し、児童生徒への個別の支援の充実を図ります。

取組指標	取組の主体	成果指標
特別支援教育担当者等研修会の実施（年2回）	学校教育課	特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、関係機関（臨床心理士、公認心理師、社会福祉士、医師等）と連携して個に応じた支援を行っている学校の割合 ☞100%
特別支援教育支援員の全小中学校配置	学校教育課	
宇美町教育支援委員会の計画的な実施	学校教育課	
就学前保護者向け就学学習会の実施（年2回）	学校教育課	
校内特別支援教育委員会の実施（月1回以上）	各 学 校	

施策3 まちへの愛着を育む教育

具体的方策

(1) 郷土愛を育む教育

地域人材や教育文化財を活用した郷土教育を推進したり、教育課程に副読本「わたしたちの宇美」を活用した学習活動を位置付けたりしながら、郷土“宇美”の歴史や文化、自然を知り、それらに親しみ、愛情を深め、ひいては、郷土に進んで貢献しようとするこどもを育成します。

取組指標	取組の主体	成果指標
宇美町新規採用教職員等を対象とした町内文化財研修の実施（年1回）	学校教育課	福岡県道徳教育に関する実態調査における質問項目③「学級や学校、地域社会のために進んで働いている。（小学5年生）」「公共の福祉や社会の発展のために進んで尽くそうとしている。（中学2年生）」肯定的回答の割合 ◎小学校 74.3%（R5）☞県平均以上 ◎中学校 80.1%（R5）☞県平均以上
副読本「わたしたちの宇美」を活用した授業の実施（年1回以上）	各小学校	

施策4 道徳教育や特別活動・人権教育

具体的方策

(1) 道徳科や特別活動の授業の計画的実施

将来が予測困難な社会において、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うために、日常生活における具体的な道徳的行為・習慣の指導をする重要な機会とします。そのために、年35回の道徳科の授業の確実な実施をめざすとともに、土曜授業日に保護者に公開する道徳科の授業を実施します。

また、学級や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割分担して協力して実践する力を養います。そのために、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定する場を設定し、自主的、実践的に取り組む力の育成をめざします。

さらに、「よりよい人間関係を形成しようとする態度」や「目標をもって諸問題を解決しようとする態度」などの道徳性を、集団活動を通して身に付けることができるように道徳教育と特別活動との関連を明確に意識しながら適切な指導を行います。

(2) 自他を大切にすることもを育成する人権教育

SDGsの目標の1つに掲げられている「人や国の不平等をなくそう」の観点等を踏まえ、教育活動全体を通して、人権が尊重される学校づくりを推進し、自分の人権を守るとともに他者の人権を守ろうとする意識や意欲の向上を図り、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を育成することによって、自他を大切にすることもの育成をめざします。

取組指標	取組の主体	成果指標
土曜授業日に保護者等に公開する道徳科の授業の実施（年1回以上）	各 学 校	全国学習状況調査児童生徒質問紙「将来の夢や目標を持っていますか」肯定的回答の割合 ◎小学校 85.8%（R6）☞県平均以上 ◎中学校 69.2%（R6）☞県平均以上
各学校における学級活動(1)の公開授業の位置付け（学期に1回以上）	各 学 校	
すべての学年で年間指導計画に即した授業と人権教育教材「かがやき」「あおぞら」「あおぞら2」を活用した授業の計画的実施	各 学 校	

2 未来を切り拓く学力・体力の向上

施策5 学力向上に向けた取組

具体的方策

(1) 学力向上検証サイクルの確立

学力向上プランを活用した検証改善サイクルを各学校独自に策定し、各種学力調査の問題分析・結果分析を行いながら、児童生徒の実態に応じた特色ある学力向上の取組を推進します。そのために、「学力向上推進担当者研修会」を実施し、各学校の学力向上に係る取組についての情報を共有するとともに、指導助言を行い、児童生徒の学力向上に係る取組の支援の充実に図ります。

(2) 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善

学習指導要領において整理された3つの資質・能力を各教科においてバランスよく育成することができるよう「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を一層推進するとともに、児童生徒の可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させます。そのために、教員の指導力を向上させる他校授業（OFF-JT）を推進できる体制を構築し、教員の授業改善に対する機運を高めます。

また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、「教師が指導する、教える」授業から脱却し、「こどもが主体的に学ぶ」授業に転換し、こどもの学びを支持する、援助する授業をめざし、個に応じた学習支援の充実に図り、学習習慣や基礎学力の定着を図ります。

(3) 小中連携教育の取組

小中9年間を通した学力向上策の充実に資するために、「学力の基盤づくり」、「学習環境等の整備」、「共通した学び方」の3つの視点に着目し、指導方法の具体的方法及び学び方等について研究する全員研修会を実施します。また、研修会での成果を自校及び中学校区ごとに統一した取組として具現化を図る小中連携教育を推進します。

取組指標	取組の主体	成果指標
学力向上プランを活用した検証改善サイクルに基づく校内研修の実施（年3回以上）	各 学 校	全国学力調査及び県学力調査における同一集団による経年比較（県標準化得点） ≥ 0.1 ポイント以上の伸び
小中連携授業改善研修会の実施（年2回）	学校教育課 各 学 校	

施策6 新しい時代に対応した教育

具体的方策

(1) ICTを活用した教育活動

すべての児童生徒の可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するために、ICTを効果的に活用し、これまでの教育実践とICTを最適に組み合わせることにより、教育の質の向上をめざします。また、児童生徒がICTを主体的に活用し、多様な情報を選択・活用しながら情報活用能力を高めることができるように、「情報教育担当者研修会」及び「ICT活用に関する校内研修」を実施し、ICT活用に係る教員の指導力の向上を図ります。

(2) 外国語教育に係る指導力の向上

児童生徒の豊かな語学力及びコミュニケーション能力等を育成するとともに、グローバル社会で活躍し、他者と協働・共生できる人材の育成に向けて、外国人講師であるALTを全小・中学校に配置します。また、ALTを活用して、児童生徒の生きた外国語を学ぶ機会を提供し、小学校外国語活動及び外国語科、中学校外国語科の学習指導を充実させ、外国語によるコミュニケーション能力を育成します。

(3) キャリア発達を促す教育活動

総合的な学習の時間を柱として、日常生活や学習活動における様々な人との関わりや社会体験、自然体験活動等を通して、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に必要な資質・能力を培うとともに、キャリア教育で育成すべき4つの基礎的・汎用的能力※の向上をめざします。

※：「人間関係形成・社会形成能力」、「自己理解・自己管理能力」、「課題対応能力」、「キャリアプランニング能力」

取組指標	取組の主体	成果指標
ICT活用等に関する校内研修の実施 (年1回以上)	各 学 校	全国学習状況調査児童生徒質問紙「5年生(小)1, 2年生(中)のときに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか」週3回以上使用した回答の割合 ◎小学校 52.0% (R6) ☞県平均以上 ◎中学校 40.6% (R6) ☞県平均以上
小学校外国語活動・外国語科教育に係る校内研修の実施(年1回以上)	各 学 校 (小学校のみ)	
キャリア教育に関する学習活動の過程や成果に関する情報を集積した学習ポートフォリオ(キャリア・パスポート)の作成	各 学 校	

施策7 読書活動の取組

具体的方策

(1) 図書館を使った調べる学習コンクールの実施

「司書教諭・学校司書合同研修会」を開催し、学校図書館と町立図書館との連携を深め、読書活動の推進を図ります。また、「宇美町図書館を使った調べる学習コンクール」の取組を通して、児童生徒が自ら考え、判断し、表現する力や様々な情報を整理したり、活用したりする力を育成します。

(2) 本に親しむことができる時間の設定

教育活動の中に、読み聞かせ活動や読書週間、「読書タイム」等を位置付け、児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる安らぎのある環境を整備します。また、知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えつつ、本に親しむことができる時間を設けることで児童生徒一人一人の読書習慣の定着を図ります。

取組指標	取組の主体	成果指標
司書教諭・学校司書合同研修会の実施(年2回)	学校教育課	図書館を使った調べる学習コンクール提出率(中学3年除く) ☞全児童生徒の95%
教育課程に位置付けた「図書館を使った調べる学習」の実施(全学校:中学3年は任意)	各 学 校	
教育活動の中に位置付けた本に親しむ時間「読書タイム」、全校一斉朝読書等の設定	各 学 校	1ヶ月の平均読書冊数経年比較 ☞前年度比以上

施策8 健康教育の取組

具体的方策

(1) ワンヘルス教育の取組

福岡県は、2020年12月に「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定しました。また、宇美町においては、2022年3月に、本条例の基本方針を具現化する「福岡県行動計画」に連携協力する議会決議がなされました。このことを受け、町内小・中学校においては、原田小学校、宇美南中学校、ハピネス分校を核として、自然とのふれあいを通じて、ワンヘルスに係る活動や行動を学び・体験する教育活動を推進し、人と動物、環境の健康が相互に関連していることを理解し、それらの健康を守るための実践力を育みます。

(2) 望ましい生活習慣の定着に向けた取組

学級活動における心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成、体育科の保健領域や保健体育科の保健分野における心や体の健康に関する指導を行います。また、がんや生活習慣病、感染症等に係る教育を通じて、児童生徒が規則正しい生活習慣を身に付け、心身ともに健康な学校生活を送ることができるような環境の実現をめざし、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質・能力を育成します。

(3) 「食べる力」＝「生きる力」を育む食育

学校における食育の推進においては、社会状況の変化を踏まえ、給食の時間はもとより、各教科や領域、総合的な学習の時間等において、積極的な食に関する教育の推進をめざします。また、学校給食運営検討委員会を計画的に実施するとともに、全小・中学校において「弁当の日」を計画・実施します。さらに、保護者に対して食に係る啓発を行い、学校と家庭とが連携して食育の充実を図ります。

取組指標	取組の主体	成果指標
宇美町養護教諭研修会の実施（毎月1回）	学校教育課	全国学習状況調査児童生徒質問紙「朝食を毎日食べていますか」肯定的回答の割合 ◎小学校 90.4% (R6) 県平均以上 ◎中学校 89.9% (R6) 県平均以上
学校給食運営検討委員会の実施（年16回）	学校教育課	
弁当の日の実施（年3回）	各 学 校	

施策9 体力向上の取組

具体的方策

(1) 体力・運動能力向上のための取組

体力向上プランを充実させ、児童生徒の「運動に対する意識」及び「運動習慣」に関する実態に応じた体力づくりの一環として、一校一取組を推進します。また、体育科及び保健体育科の授業をはじめとして健康教育に係る教科・領域の授業改善を推進するとともに、積極的に運動に取り組むこどもを育てるための運動機会を充実させます。

取組指標	取組の主体	成果指標
1校1取組の実施	各 学 校	体力向上プランで各小・中学校が設定した成果指標を達成した学校の割合 100%

3 学びを支える教育環境の整備

施策10 指導力向上に向けた研修体制の構築

具体的方策

(1) 学校間及び関係諸機関との連携・協働

町内小・中学校間の連携を図り、教職員の人材育成を推進するとともに、教職員としての識見を広げる研修の充実を図ります。また、福岡教育大学や福岡教育事務所などの専門性の高い講師を招聘することを通して、教職員としての実践的指導力を高め、各学校の課題と児童生徒の実態に応じた学校力の向上をめざします。

(2) 教職員のニーズに応じた個別研修の実施

町内小中学校の教職員に対して、学習指導や生徒指導等に関する個別の相談に応じます。また、学校訪問における授業参観等を通して、教職員の個々のニーズや教育課題に応じた研修を推進します。さらに、教育格差を埋めるために、メンターチーム等を活用した校内OJTを各学校で推進するとともに、人材育成やその取組推進のための各学校の体制づくりに対する支援を行います。

(3) 不祥事防止の研修の実施

教員の服務義務を確実に果たすために、「町校長会」、「町教頭会」及び「宇美町新規採用教職員等研修会」において、不祥事防止に関する研修を実施するとともに、全小・中学校において、「UMI コンプライアンスの日」を設定し、「教職員の不祥事防止に関する指針について」等の趣旨を踏まえ、服務規律の保持を図り、新たな不祥事の発生を防ぐための取組を推進します。

取組指標	取組の主体	成果指標
校外の教職員等を招聘して行う校内研修の実施 (年2回以上)	各 学 校	教職員の職能に係る町内外の研修会(教育センター等)に1回以上参加した教職員の割合☞100%
不祥事防止等に関する研修会や啓発の場の設定 (月1回以上)	各 学 校	不祥事発生件数☞0件

施策11 地域とともにある学校づくり

具体的方策

(1) 学校と地域とが連携・協働した取組

町民の教育に対する関心と理解を深めるとともに、次世代を担うこどもの育成を期して制定した「宇美町教育の日(11月第2土曜日)」を学校公開日として位置付け、宇美町立小中学校の特色ある教育活動を展開します。また、学校は「学力の向上」、家庭は「基本的な生活習慣や働く力の育成」、地域は「人間関係力の育成」に力を注ぎながら、互いの役割と責任を果たすことができるように相互が連携及び協働した取組の推進に努めます。

(2) 学校を核とした地域づくり

地域の力を学校運営に生かすための学校運営協議会制度の機能を活用し、学校運営に地域や保護者の声を積極的に生かしつつ、地域と一体となって特色ある学校づくりを推進し、学校の活性化を図ります。また、校区コミュニティと学校とが相互にパートナーとして連携・協働することを通して、登下校時の児童生徒の見守りや防災教育、福祉体験等の教育活動の充実を図ります。

取組指標	取組の主体	成果指標
学校教育推進協議会の実施（年2回）	学校教育課	全国学習状況調査児童生徒質問紙 「地域や社会をよくするために何か してみたいと思いますか」肯定的回 答の割合 ◎小学校 86.4% (R6) 県平均以上 ◎中学校 76.7% (R6) 県平均以上
学校運営協議会の実施（年3回以上）	各 学 校	
学校運営協議会への参画（各学校1名）	学校教育課	
保護者参加型の規範意識育成に係る 学習会の実施（年1回以上）	各 学 校	
土曜授業として、学校と地域が連携・協働して 行う教育活動の計画及び実施（年3回）	各 学 校	

施策12 学校施設の整備・拡充

具体的方策

（1）計画的な施設改修

教育委員会と各学校とが「学校施設評価」を行うとともに、学校安全点検を計画的に実施し、宇美町立小中学校「長寿命化計画」に沿って学校施設の安全性を確保していきます。また、「長寿命化計画」に沿って、学校施設の安全性等を確保するために必要な改修を計画的に進めていきます。

（2）「令和の日本型学校教育」の構築に向けた ICT 環境整備

児童生徒一人一台端末や大容量・高速の校内 LAN 等の整備・運用を充実させ、授業や家庭学習等で有効に活用できる ICT 環境の整備を計画的に進めていきます。また、社会情勢や情報通信技術の進展等に応じて適宜見直しを図り、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するための教育環境の整備に努めます。

取組指標	取組の主体	成果指標
学校施設評価の実施（年1回）	学校教育課	施設等の不備による児童生徒の事故 発生件数 0 件
長寿命化計画（個別施設計画）に沿った改修	学校教育課	
学校安全点検の実施（毎月）	各 学 校	
ICT 環境整備・管理 （一人一台端末・校内 Wifi 等の整備・運用）	学校教育課	

施策13 教職員の働き方改革に向けた取組

具体的方策

（1）勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進

「宇美町教職員の働き方改革取組指針」に沿って、教職員の勤務実態を把握し、管理職による指導・改善を推進します。また、ノ一部活動デイや学校閉庁日、定時退校日を確実に実施することで、教職員のこれまでの働き方を見直し、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を推進することができるようになります。

(2) 教職員の業務負担軽減に向けた取組

教職員の長時間勤務是正に向けて、ＩＣＴ等の活用による教職員の柔軟で効率的な働き方改革を推進するために、校務の効率化を図るための校務運営システムを導入します。また、勤務時間外の電話対応等の負担軽減に資するための自動音声によるメッセージ対応やＩＣカード等による勤務時間管理システムの導入等、環境の整備及び運用の促進に努めます。

また、校長会・宇美町教育委員会連携研修会の内容及び実施方法を工夫し、必要最小限の研修会の実施に止めるとともに、教職員が主体的に研修に参加できるように支援を行います。

(3) 持続可能で多様なスポーツ環境の整備

令和５年度以降、休日の部活動の段階的な地域展開の実現に向けて、県と連携してその積極的推進を図り、地域部活動の実施に向けた環境整備に取り組んでいます。

生徒が「やりたい」と考えるスポーツや芸術・文化活動を実施できる環境を整備し、宇美町内の生徒の多様なニーズに合った活動に確実に速やかにアクセスできるようにするとともに、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に取り組めます。

取組指標	取組の主体	成果指標
出退勤システムの運用による 教職員の勤務実態把握と改善（全学校）	各 学 校	時間外在校等時間※が月８０時間超の教職員の割合 〇 %
校務運営システムの運用や 自動音声によるメッセージ対応等	各 学 校	
１０日以上連続した休暇の計画的取得 （年２回）	各 学 校	

※ 「在校等時間」とは、「超勤４項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間をいう。

具体的には、「超勤４項目」以外の業務も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下①、②を加え、③、④を除いた時間を在校等時間とする。

〔基本とする時間〕

○在校している時間

〔加える時間〕

①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間

②在宅勤務の時間

〔除く時間〕

③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（自己申告による）

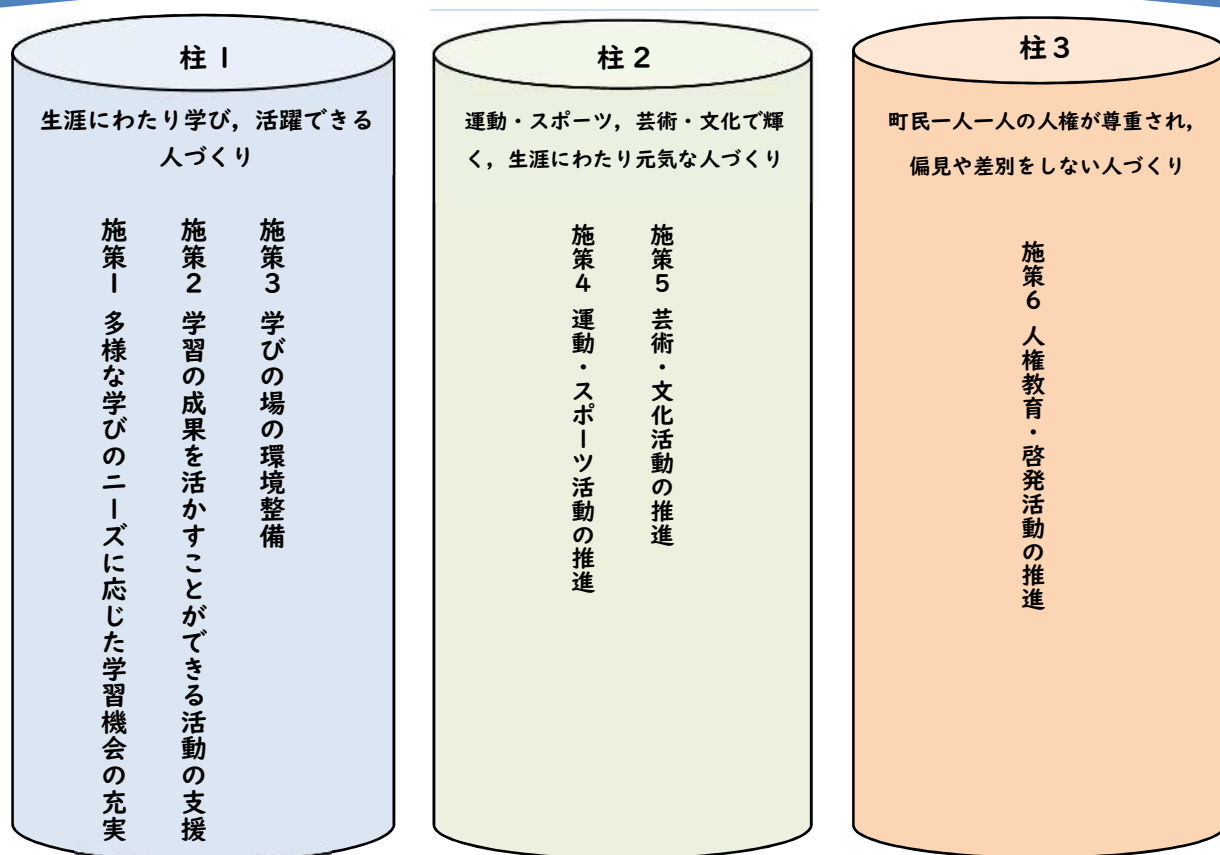
④休憩時間

その上で、在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間を「時間外在校等時間」という。

【令和３年３月改定 教職員の働き方改革取組指針 福岡県教育委員会】

Ⅱ 学び続ける輝く人づくりをめざす社会教育の推進

自己の目標や理想の実現に向けて学び続ける輝く人づくり



1 生涯にわたり学び、活躍できる人づくり

施策1 多様な学びのニーズに応じた学習機会の充実

具体的方策

(1) 町民の学習ニーズに応じた学びの支援

多様な学習ニーズを把握し、見直しや拡充を行い、SDGsなど現代的・社会的課題をはじめ、教養・健康・趣味などの講座を実施するとともに、学習支援（出前講座）、体験活動を推進し、自分らしく生きることができるよう、自分のやりたいことや興味関心を育むための学習の機会をつくります。

(2) 図書館サービスの提供・読書活動の定着

図書の充実を図るため、図書資料、電子書籍の冊数の確保、環境整備に努め、園・小中学校と連携を図り、読書の時間（読書タイム）、読み聞かせ、家読（うちどく）活動を積極的に推進し、読書に親しむ環境づくりに取り組み、子どもたちの豊かな心を育みます。

読み聞かせボランティアの養成や活動支援を行い、読書に関する事業やイベントを通じて図書館の活用促進に取り組みます。

また、子どもの読書習慣の形成・定着及び生涯学習の基盤づくりのため、子どもがそれぞれの発達段階・個性に応じて自主的に読書を楽しみ、様々な場所で本と出合えるように、読書に親しむ機会を充実します。

(3) 青少年の健全な育成

社会教育関係機関や団体との連携を図り、青少年の健全育成に向けた環境づくりを推進します。また、自治会こども会等におけるリーダーの役割について学び、レクリエーション等の体験を通じて、地域で活躍する子どもたちの育成に取り組みます。

施策2 学習の成果を活かすことができる活動の支援

具体的方策

(1) 地域の人材発掘と学習活動の支援

地域教育力の向上と生涯学習の推進のため、様々な知識やスキルを持つ町民を募り、また各種講座で育成した指導者を学校や団体などに派遣して、学びの成果を活かすことができる活動の支援に取り組みます。

(2) 未来の人材育成

子どもの心の成長に応じて「ブックスタート」「おはなし会」「うちどく（家読）」の事業を実施します。また、青年期から高齢期までの年齢層に対し、現代的・社会的課題解決の参考となる本を紹介するイベントや特集コーナーを設置するなど、本と出会う機会を数多くつくり、本に親しみ、自ら読書をする習慣をつけるための事業を推進します。

施策3 学びの場の環境整備

具体的方策

(1) 社会教育施設的环境・設備の整備

地域づくりなどの活動拠点となる中央公民館をはじめとする社会教育施設については、老朽化が課題となっています。施設面や設備面など、機能を維持するため、建設年度や改修履歴及び利用形態を把握し、有利な補助制度等を活用し、長寿命化に向けた取り組みを進めます。

また、持続可能な公共施設サービスを提供していくため、受益と負担の観点から、施設使用料や減免制度の見直しなどについて協議・検討を行います。

(2) 図書館の環境整備

町民が気軽に立ち寄ることができるよう、図書環境を整備し、知識基盤社会における知識・情報の拠点として機能するようにします。また、心地よい空間やニーズに応じたスペースを確保し、地域に根差し、町民とともに暮らしの中にある図書館をめざします。

(3) 青少年健全育成の環境づくり

町全体で青少年を育む意識の醸成を図るため、地域や学校、関係団体等が連携して活動する体制づくり、活動支援に取り組みます。

また、地域の異なる世代や年齢の人との学習活動や体験・交流活動を通して、子どもたちが地域の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりに取り組みます。

取組指標	取組の主体	成果指標
中央公民館講座の実施 (講座の理解度)	社 会 教 育 課	受講者へのアンケート「理解できた」と回答した割合が80%以上
学習支援者派遣件数	社 会 教 育 課 等	学習支援者派遣要請件数が80件以上
電子書籍の年間貸出件数	社 会 教 育 課	電子書籍の年間貸出件数が 前年度よりも増加

2 運動・スポーツ，芸術・文化で輝く，生涯にわたり元気な人づくり

施策4 運動・スポーツ活動の推進

具体的方策

(1) 運動・スポーツ活動の普及・啓発

町民の誰もが，それぞれの年齢や体力等に応じて，いつでも，どこでも運動・スポーツを楽しむことができる環境を整備し，ライフステージに応じた運動・スポーツの普及・啓発に務めます。また，多様化する町民のニーズに合った運動・スポーツ関連情報の収集・発信に取り組みます。

(2) 運動・スポーツ活動の環境づくり

町民の誰もが，安全かつ，いつでもどこでも多種多様な運動・スポーツ活動を行えるよう，身近なスポーツの場の確保を行います。また，町内スポーツ関係団体等と連携・協力し，指導者の育成，町内体育施設の適切な管理運営を行います。さらに，障がいのある人もない人もスポーツに親しむことでお互いを思いやることができる意識の醸成を図ります。

(3) 運動・スポーツ活動による地域活性化

地域の運動・スポーツ活動推進のため，町民参加型のスポーツ大会等の見直しを図り，町民のニーズに合ったスポーツイベントの開催に取り組むことで，様々な人と人の交流による，地域のコミュニケーションの活性化を進めます。また，国際大会等で活躍している宇美町出身のスポーツ選手等への応援や交流を通じて，運動・スポーツへの関心を高めます。

施策5 芸術・文化活動の推進

具体的方策

(1) 芸術・文化活動の普及・啓発

宇美町文化協会等と連携し，文化のつどいの開催をはじめ，毎年恒例のイベントとして定着している催事を継続して実施するとともに，新たな取組を通じて，より一層，町民が優れた文化芸術に触れる機会を提供します。

また，身近に芸術・文化を享受できるよう，地域における様々な芸術・文化活動に対する支援を関係団体と連携して取り組むとともに，芸術・文化活動に関する情報の収集・発信を行い，芸術・文化活動への関心を高め，参加促進に取り組みます。

(2) 芸術・文化活動の環境づくり

芸術・文化を通じた地域の活性化を図るためには、その歴史的経緯や、地域の風土に根差した世代を超えて受け継がれている伝承、風習などを踏まえ、人材育成、環境整備等の取組を進めていくことが必要です。そのため、関係団体等と連携を図り、次代の文化芸術の担い手や鑑賞者を育むとともに、心豊かな子どもや若者の育成に取り組みます。

取組指標	取組の主体	成果指標
スポーツ振興事業の参加者数	社会教育課 スポーツ関係団体	スポーツ振興事業の参加者数が 前年度よりも増加
芸術文化関連イベントの実施・支援	社会教育課 芸術文化関係団体	町民文化のつどい等の芸術文化事業 への参加者数が前年度よりも増加

3 町民一人一人の人権が尊重され、偏見や差別をしない人づくり

施策6 人権教育・啓発活動の推進

具体的方策

(1) 人権教育・啓発の環境づくり

社会生活の様々な場面で、同和問題（部落差別）、女性、こども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的少数者等に対する偏見や差別が見られます。

宇美町人権教育・啓発基本指針に基づき「町民一人一人の人権が尊重され、偏見や差別のない心豊かなやさしさあるふれるまちづくりの実現」をめざして、宇美町人権教育推進協議会をはじめとする関係機関・団体と連携して取り組みます。

(2) 人権教育・啓発の機会の充実

児童生徒への人権教育・啓発活動の充実を図るため、人権擁護委員と連携し、人権の花運動や人権啓発座談会等を実施します。

また、町民一人一人が人権尊重の理念を正しく理解し、人権が尊重されるまちづくりを推進するため、人権課題についての講演会、啓発・広報活動に取り組みます。

取組指標	取組の主体	成果指標
宇美町人権問題啓発講演会の実施（講演会の理解度）	社会教育課 宇美町人権教育推進協議会	受講者へのアンケート「理解できた」と回答した割合が80%以上

Ⅲ こどもが健やかに成長できる子育て支援



1 安心してこどもを産み育てられるまちづくり

妊娠・出産期から親が安心して子育てに取り組めるように、保護者の心身の健康支援、子育て家庭への経済的支援、子どもの健やかな成長のための健康支援など、子育て支援を充実します。乳幼児期の子どもに対して、質の高い教育や保育事業を安定的に提供するための人材育成や確保、多様な教育・保育事業の充実、地域で安心して子育てができるための一時預かりや病児保育等の事業の充実、妊娠期や産前・産後、こどもの成長段階にあわせた保護者の心身の健康支援、こどもの健やかな成長のための健康支援の充実を図り、安心してこどもが産み育てられるまちをめざします。

施策１ 多様な教育・保育事業の充実

具体的方策

（１）幼児教育・保育の質の向上

保育所保育指針等に基づき、自己評価や計画的な研修等の参加により、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

（２）待機児童対策及び保育士確保

保育士不足による待機児童を出さないため、公立・私立一体での保育士確保に努めます。

（３）幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続

小学校への就学に向けて、必要な情報共有や情報交換の機会の提供に努めます。

（４）病児保育事業の継続実施

疾病により、保育所等や幼稚園での集団生活が困難な児童（小学校６年生まで）や保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童を、医療機関に委託して預かることにより、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。近隣３町での共同実施を基本として実施していきます。

施策２ 地域子ども・子育て支援事業の充実

具体的方策

（１）子育て支援センターの機能の充実

未就学児とその家族が気軽に集い、交流を図り、子育てに関する悩みや不安を相談できる場を提供します。子育て情報の発信や育児力を高める保護者向けの講座の開催、子育て支援団体への支援、相談体制機能を充実していきます。また、勤務等で平日利用できない親子に対して毎月１回、土日開館を実施し、更なる子育て支援の充実を図ります。

次代の親を育成するという観点から、中学校、小学校子育てサロンや世代間交流子育てサロンを開設し、児童生徒や地域の方と乳幼児・その保護者との交流を図ります。

（２）ファミリー・サポート・センター事業

子育ての支援を受けたい人（おねがい会員）と、子育ての支援ができる人（まかせて会員）が会員登録し、相互支援活動（有料）を行います。母子健康手帳交付時の案内や「おねがい会員」から、「まかせて会員」へのステップアップの促進、緊急に支援を必要とする方への仮会員証の発行等、会員数、活動数の増加に向けた取組を強化します。

（３）子育て短期支援事業の実施

保護者の疾病や育児疲れ、出産や仕事などでこどもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間、こどもを預かるこどもショートステイ事業を新規事業として実施します。また保護者の方がこどもと一緒に宿泊しながら相談・支援を受けることができる親子ショートステイ事業も併せて実施し、安心して子育てができる環境を整えます。

施策3 妊娠期からのこどもと保護者の健康支援

具体的方策

(1) 妊娠出産期の保健指導及び相談及びサポート

妊婦アンケートから既往歴や喫煙等の情報を基に、安全な出産のための保健指導を行います。また、子育て応援アプリ「うみにょん」等を活用し妊娠期からの継続的な支援のため妊産婦健診、歯科健診等の受診勧奨を図るなど支援体制を強化します。さらに、妊産婦が心身や歯の健康等についていつでも相談できるよう電話や窓口及び訪問による相談に加え「うみにょん」の活用を図ります。個別性をより一層重視した保健指導を行うため、予約制にする等体制を充実させます。

また、妊産婦応援事業のさらなる利用促進や環境整備に向け、実態把握に努め支援の充実強化を図ります。里帰り出産等における医療等関係機関との情報共有や連携体制の充実に努めます。

(2) 乳児家庭全戸訪問事業(2か月訪問)

保健師が概ね生後2か月までの乳児がいる家庭に訪問し、こどもの成長発達について保健指導等を行います。

(3) 乳幼児期における健康診査と保健指導

乳幼児各時期において、保護者がこどもの成長発達を確認すると共に、こどもの実態や保護者の相談に対して適切な保健指導を行います。また、こどもの成長発達を促す生活リズムや栄養、むし歯の予防等について、保護者が自ら進んで学習できるような体制を整え、育てにくさや悩みを抱える母親へのフォロー体制を充実させます。

(4) 生活習慣病一次予防に重点を置いた胎児期からの食育強化

妊娠期（胎児期）から小児期まで一貫した生活習慣病予防に取り組みます。妊娠中の母親には、胎児の成長に必要な栄養について保健指導を行います。乳児期には、胃容量や消化能力を含めた成長発達に応じて乳児に必要な栄養に関する保護者のための学習機会を作ります。また、町内保育所等や幼稚園においては、食育の話や栽培・収穫等の体験を通してこどもが食の大切さを学ぶ機会を充実させ、給食だよりの発行により啓発を強化していきます。さらに、医療機関や学校と連携した小児生活習慣病予防連絡会での協議を基に、こどもの望ましい生活習慣の定着に受けた取組や、健康増進につなぐよう努めます。

(5) こども家庭センターでの支援体制強化

母子手帳交付時から妊産婦・乳幼児の実情を把握して、各相談に応じて、関係機関と連携をとりながら、必要な情報提供や助言を行います。妊娠期から子育て期までの支援について、子育てのワンストップの拠点として、切れ目のない支援体制づくりの充実を図ります。

取組指標	取組の主体	成果指標
待機児童対策及び保育士確保	こどもみらい課	年度当初待機児童 0人
子育て支援センター機能の充実	こどもみらい課 子育て支援センター「ゆうゆう」	設置数 1か所 利用者数 8,000人
ファミリー・サポート・センター事業の推進	こどもみらい課 ファミリー・サポート・センター	講習会実施回数 5回×2期 会員数 162人
妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及や相談支援体制強化	こどもみらい課	妊婦の喫煙率 3.6%
産前・産後の支援の拡充と体制強化	こどもみらい課	産後ケア事業の利用率 17.7%
乳幼児期における生活習慣の形成・定着	こどもみらい課	むし歯のない3歳児の割合 90.6%

2 こどもと保護者の最善の利益を守るまちづくり

こども・若者、子育てにやさしいまちづくりに向けた住民への啓発や小児医療の充実、障がい児・医療的ケア児の支援、こどもの貧困・虐待・ヤングケアラー・自殺対策等の権利擁護、こども・若者を犯罪・事故から守る環境づくり等を推進し、すべてのこどもと保護者の最善の利益を守るまちをめざします。

施策4 こどもの最善の利益を守る環境づくり

具体的方策

(1) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

妊娠期から養育支援が必要な保護者等に対して、保育士等の養育支援員が訪問、面談、電話等を通して、早期から寄り添いきめ細かく切れ目ない子育て支援を行うとともに、必要に応じて関係機関に情報提供を行うことで、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を図ります。

(2) こども家庭センターを中核とした支援体制の構築

虐待防止の取組を強化するため、こども家庭センターを令和6年4月に設置しました。母子保健と児童福祉の両機能が連携・共働し、虐待への予防的対応及び子育てに困難を抱える家庭に対し、切れ目のない対応を行います。母子保健事業における育児相談等を通じ、支援ニーズの把握を行い、虐待の早期発見と未然防止に努めます。また、こども家庭センターによる支援強化のため保育所等や幼稚園、小・中学校や地域の支援者、各関係団体とのよりよい連携体制の構築をめざします。

(3) ヤングケアラーの早期把握、支援体制の構築

家事や介護等を日常的に行っているヤングケアラーは、お手伝いとの境界が曖昧であり、顕在化しづらい状況にあります。福祉・介護・医療における情報共有及び連携強化でヤングケアラーが疑われるこどもの早期把握を行い、負担軽減・解消のため様々なサービスの利用促進を図ります。また、小・中学校等でヤングケアラーの周知を行い、早期把握を図るための、こどもからの相談を受ける体制作り、世帯全体を支援する体制作りに努めます。

施策5 障がい児・医療的ケア児等への支援

具体的方策

- (1) こども療育センター事業
発達相談・療育訓練の実施により適切な時期に適切な療育を実施します。また、乳幼児健診などから発達支援の必要なこどもに対して、早期の相談及び療育へつなげる体制を整えます。
- (2) 障がい特性等に応じた質の高い支援の提供
こども療育センター「すくすく」と連携して障がいの程度や一人一人に応じた支援体制の充実に努めます。また、こども療育センター「すくすく」の職員による保育・幼稚園巡回事業を通じて保育所等や幼稚園との連携強化を図ります。
- (3) 医療的ケア児ガイドラインの策定及び支援体制強化
保育所等や幼稚園における医療的ケア児受入れのためのガイドライン策定に向けた取り組みを進めます。また、各学校へ特別支援教育支援員を配置し、必要に応じて障がいのある児童生徒や、医療的ケア児への支援体制の強化を行います。

取組指標	取組の主体	成果指標
障がい児支援体制強化	こどもみらい課 こども療育センター「すくすく」	巡回園数 11か所

3 こども若者まんなかまちづくり

こどもまんなか社会とは、こどもや若者の視点に立ち、こどもにとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を政策に反映する社会ビジョンであり、今後のこども政策の基本理念です。こどもや若者の権利が保障され、こどもや若者、子育てをする当事者の意見を政策に反映することで、健やかな成長を地域全体で後押しし、主体的にこどもの育ちを支えるまちづくりの推進に努めます。

施策6 こども・若者の居場所づくり

具体的方策

- (1) こどもが安心して集える居場所づくりの検討
小学生も行ける場所で、勉強したり、夏休みの宿題を教えてもらえたり、友達とカードゲームができたり、リラックスして語らえたりできる場の設置について検討します。こどもや、若者が落ち着いて学習できるよう公共施設などの Wi-Fi 環境が整った自主学習スペースを確保するとともに、ホームページや SNS などでの利用について情報発信を行います。

施策7 こどもが意見表明しやすい環境整備

具体的方策

- (1) こどもからの意見聴取
オンラインアンケート等の SNS を利用して、こどもや若者が意見を表明しやすい環境整備を行います。また、こどもや若者が、自らの意見や気持ちを表明してよいことを理解できるよう、子ども・子育て支援条例及びこども基本法とともに、こども・若者の意見表明についても、周知・啓発を行います。